

13. 交通政策における協働

13.1. 協働の定義と各主体の役割

(1) 協働の定義

ここまでの章で基本計画の詳細を記してきたが、これらの施策を実施する際には、行政に加えて町民や交通事業者等、交通に実際に関わる様々な主体の協力が欠かせない。そのため本計画では、原則として施策の実施に際しては各主体が協働して取り組むこととし、基本方針の④でその旨を謳っている。

ここで本計画では、「協働」を以下のように定義することとする。

様々な主体が自主的・自発的に共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら目的を達成するために協力することを、本計画においては「協働」という。

(2) 協働における各主体の役割

関わり方		役 割
町民 (注)	町住民 従業者・通学者等 利用者	自分たちが交通の主体であるという認識と自覚により、交通問題に関する意識を高め、自ら考え、行動し、様々な意見・情報を発信し、積極的に町・地域の交通施策に参加する。
	行政区	地域に安全、安心をもたらすための主体的役割を果たすよう、地域コミュニティの創出や地域リーダーの育成など、地域内または地域間の調整を担う。
	NPO ボランティア	公益的な市民活動の担い手として、社会的責任ある行動をもって、町民や地域と一体となった社会活動を検討・実現する。
	企 業	地域社会の一員として、市民活動に参画することが望ましい交通体系の形成に繋がることを理解し、自発的に取り組み、協力するよう努める。
交通事業者	交通事業者	地域の交通を支える供給者として、安全で安定したサービスの提供と、利用者ニーズに対応した施設整備、サービス向上に努める。
行政	町	交通計画・整備の提案・実行役として、町の問題点や課題、様々な情報を町民・交通事業者に発信し、町民の交通問題への意識を高め、各種施策に関し実施、調整、モニタリング等の中心を担う。
	国・県	広域的な観点から町と連携・協力し、様々な側面から支援を行う。
	公安・警察	交通安全を中心とした情報発信・啓発活動により町民意識向上の役割を担い、また、交通規制等により、安全で安心な交通環境の実現に努める。
	学校教育	教育を通して交通安全や公共交通利用の意識高揚を図るとともに、地域などと連携した交通安全、防犯活動等の実現に努める。

注：本計画では、住民だけでなく従業者・通学者や関係団体を合わせて「町民」とする。

13.2. 協働の目的と指針

協働による交通政策の実施のためには、各主体が交通に関わる問題意識や将来像のイメージを共有し、ともに考え、行動することが不可欠である。またその際には、各主体の特性に応じた役割分担を明確にし、効率的な方法で取り組むのが望ましい。これらの点について次ページで、協働の指針として4点にまとめる。

「安全・安心・便利な交通が継続するまち」の実現のために

・・・交通問題等に対して

- 地域や利用者の実情・ニーズを知ること
- 町民が意識を高めること
- 町民自らが実行すること
- 地域や利用者にあった施策を展開すること
- 効果的・効率的に施策を展開すること
- 施策を改善・継続していくこと

みんなで
考え・行動
すること

・・・これらが必要

そのために・・・ **協働** による人が優先された交通環境づくり

【交通基本計画における協働の指針】

- ① 町民、交通事業者、行政が連携し、役割に応じた責任を認識して参画する。
- ② 効果的・効率的・継続的な交通施策の展開を図るため、みんなで考え、行動する。
- ③ 町民、交通事業者、行政が連携し、交通施策の計画・実施・モニタリング・改善を行う。
- ④ 施策に応じた最も望ましい協働の体制によって取り組む。

三好町住民だけでなく、従業者や通学者やそれに関わる団体

町民

サービスを提供する交通事業者

交通事業者

町行政組織だけでなく、国、県や警察などの公共機関

行政

みんなが
責任をもって、
協力・連携・行動
する仕組み

協働

13.3. 協働の指針の考え方

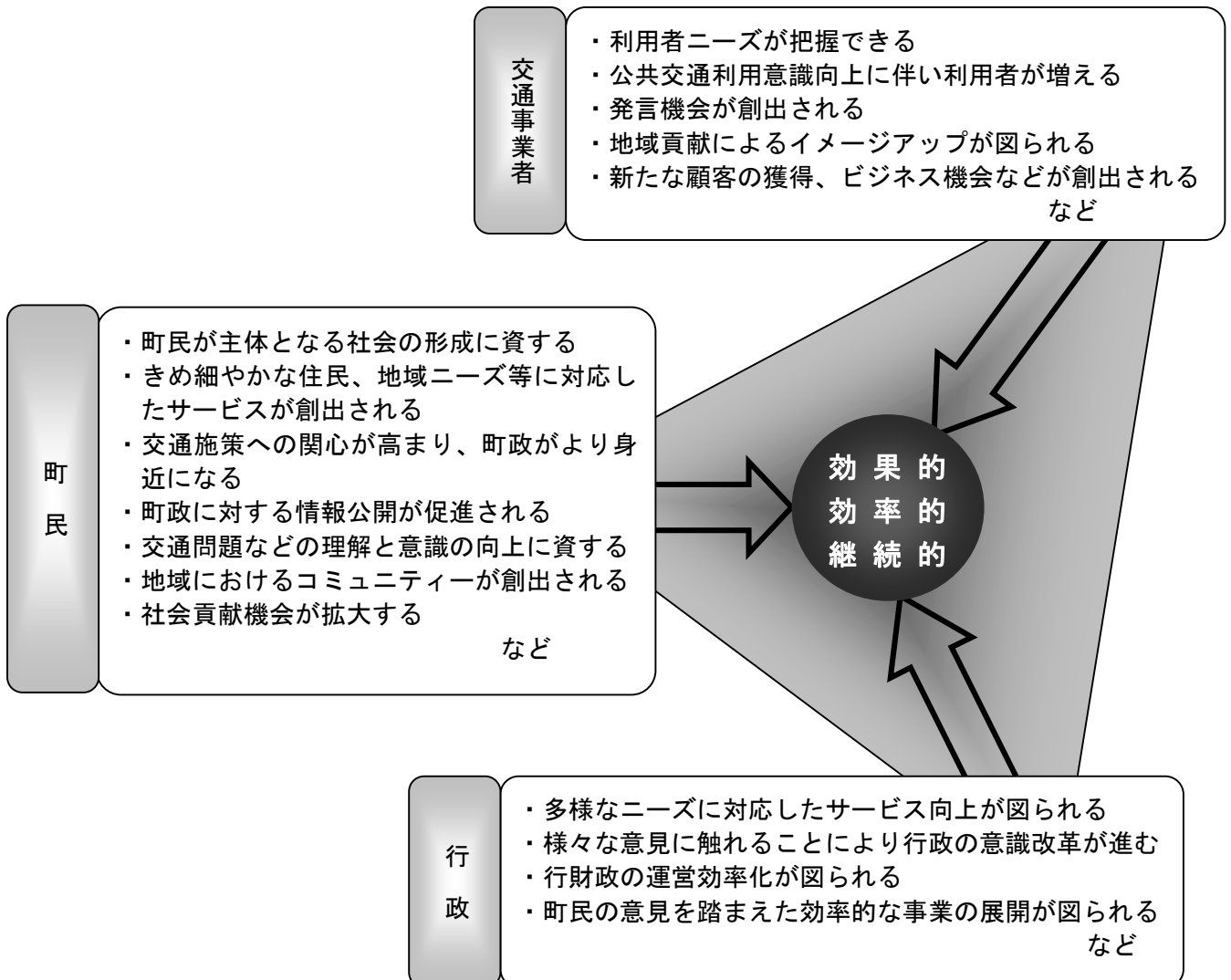
(1) 町民、交通事業者、行政の協働を推進し、役割に応じた責任を認識し参画する

- それぞれの立場で役割を認識することが必要である。
- 協働は責任を自覚して参画することが重要である。
- 参画の方針として、各々の立場を尊重する。

(2) 効果的・効率的・継続的な交通施策の展開を図るため、みんなで考え、行動する

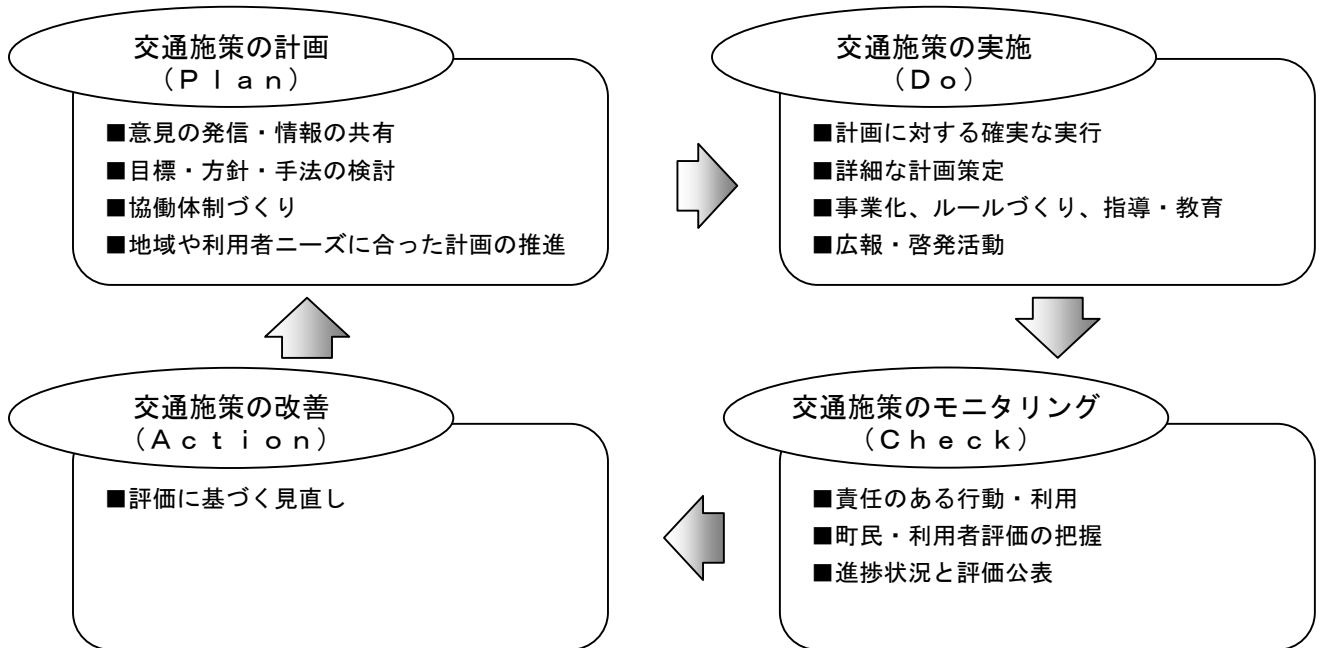
- みんなで考えることによって、よりよいアイデアが多く創出する。
- みんなが行動することによって、目標が達成される。
- 協働の実施によって、誰にでも様々なメリットが生じ、効果的で効率的な交通施策を継続的に展開できる。

■協働によるそれぞれの主なメリット



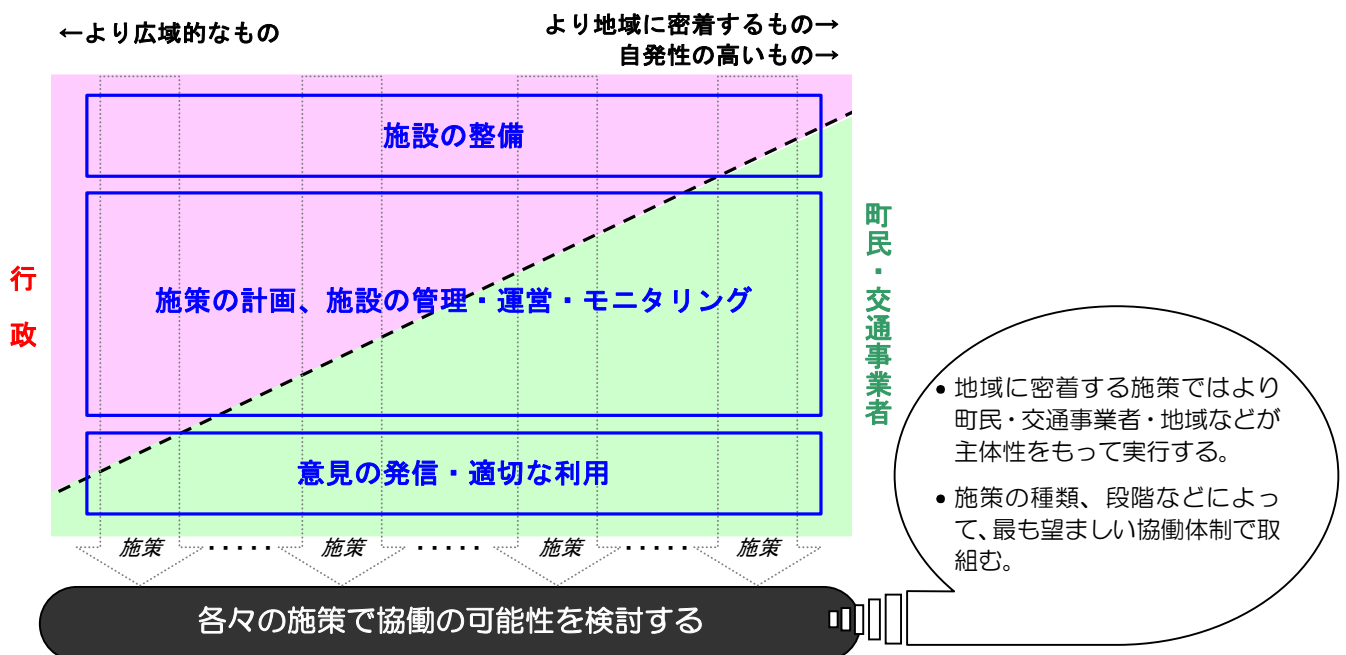
(3) 町民、交通事業者、行政が連携し、交通施策の計画・実施・モニタリング・改善を行う

- 「安全、安心、便利な交通」を継続するためPDCAによる施策を展開する。
- 各段階それぞれで町民、交通事業者、行政が連携することが重要である。



(4) 施策に応じた最も望ましい協働の体制によって取り組む

- 施策の意義や場所などに応じて取り組む
- 施策の種類、段階などに応じて取り組む



13.4. 協働の方向性



協働による交通施策の推進

身近な地域のこころ

町全体（じゅう）